

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票を 全市町村で実施することを強く求める声明

昨年5月、市民グループ「辺野古県民投票の会」が結成され、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票（以下、県民投票）の実施に向けた署名活動を県内全域で展開し、請求に必要な署名数をはるかに上回る約10万筆もの署名を集め、沖縄県議会に条例制定請求を行った。その結果、昨年10月の沖縄県議会で県民投票条例が可決され、2月24日に投開票が予定されている。

これまで沖縄県民が全県選挙や県民集会等で何度も辺野古新基地建設反対の民意を示してきたにもかかわらず、政府は県民の声を聴く耳を持たず、民意を無視し、辺野古の米軍基地建設を強行してきた。昨年12月14日からは中断していた埋立て工事に着手し、原状回復が困難との印象を与え、諦めの世論をつくるための既成事実を積み重ねている。

このような状況において、今回の県民投票は、県民一人ひとりが直接、意思を表明することができる極めて重要な機会である。そのためには県内全市町村で投票の権利が保障されなければならない。

現在、5自治体（沖縄市、宜野湾市、うるま市、宮古島市、石垣市）の議会で県民投票実施にかかる議案が否決され、市長が県民投票への不参加を表明している。この5市には県内有権者の3割を超える市民が居住しており、居住地により投票ができないということが生じうる。このことは憲法14条（法の下での平等）に反し、憲法21条（表現の自由：投票の自由も含まれる）を根本から侵害することになる。一自治体首長の不法行為として国家賠償請求の対象にもなり得ることが、多くの法律専門家等から指摘されている。

私たち沖縄県保険医協会は県民のいのちと健康を守る立場から、この間「オスプレイ配備撤回」「普天間米軍飛行場の即時閉鎖・撤去」「辺野古新基地建設に反対」の意思を表明してきた。当会員を含むすべての投票資格者が居住地に関係なくその投票権を行使することを保障し、政府が強行する辺野古埋立てに賛否を表明できるよう、全市町村での県民投票実施を強く求める。

2019年1月24日
沖縄県保険医協会
会長 仲里 尚実

宛先

沖縄県知事 玉城デニー 殿
沖縄市長 桑江朝千夫 殿
宜野湾市長 松川 正則 殿
うるま市長 島袋 俊夫 殿
宮古島市長 下地 敏彦 殿
石垣市長 中山 義隆 殿